

# アスベスト廃棄物処理の概要

## 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト）

### 廃石綿等（令第2条の4第5号へ）

- 廃石綿及びび石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業等により発生したものをいう。
  - ① 石綿建材除去事業（建築物・工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの
  - ② 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの
  - ③ 輸入されたもの
- 例：吹付けアスベスト除去物、保温材、断熱材、耐火被覆材、防じんマスク、作業着、作業シート、集じん施設で集められたたもの等

### 保管（規第8条の13第1項）

- ・ 周囲に囲い
- ・ 表示
- ・ 他の廃棄物との分別
- ・ 梱包すること等廃石綿等の飛散防止要な措置を講じる 等

### 収集運搬（令第6条の5第1項第1号）

- ・ 他の廃棄物との分別
- ・ 廃棄物が飛散、流出しないような措置を講じる 等

### 埋立処分（令第6条の5第1項第3号ル）

- ・ 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化、その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。
- ・ 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。
- ・ 海洋投入処分の禁止

産業廃棄物最終処分場  
（管理型）

### 中間処理（令第6条の5第1項第2号ト）

- ・ 溶融施設を用いて溶融する方法
- ・ 無害化認定処理施設を用いて無害化する方法

### 溶融・無害化処理

粉じん、ばいじんの  
コンクリート固化物  
（13号処理物）

溶融・無害化処理の  
生成物（粉じん、ばい  
じん溶融物含む。）

産業廃棄物

産業廃棄物

### 埋立処分（令第6条第1項第3号ム）

- ・ 溶融施設で生じたばいじん・粉じんは、溶融又はセメント固化されていること。
- ・ 無害化処理施設で生じたばいじん・粉じんは、無害化又はセメント固化されていること。
- ・ 海洋投入処分の禁止

産業廃棄物最終処分場  
（管理型）

## 産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

### 石綿含有産業廃棄物（規第7条の2の3）

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物（法第2条第4項）であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）
- 例：石綿スレート板、パルプセメント板等のアスベスト成形板、石綿管、ビニールタイル等

### 保管（規第8条）

- ・ 周囲に囲い
- ・ 表示
- ・ 他の廃棄物との分別
- ・ 覆い、梱包等石綿含有産業廃棄物の飛散防止に必要な措置を講じる 等

### 収集運搬（令第6条第1項第1号）

- ・ 他の廃棄物との分別
- ・ 破碎防止の措置
- ・ 廃棄物が飛散、流出等しないよう措置を講じる 等

### 安定型埋立指定（令第6条第1項第3号イ(6)）

- ・ 溶融処理生成物（鉱さい）
- ・ 有害物質基準に適合

### 埋立処分（令第6条第1項第3号ム）

- ・ 溶融施設・無害化処理施設で生じた溶融処理生成物は、基準に適合していること。
- ・ 無害化処理施設で生じた生成物は、基準に適合していること。
- ・ 海洋投入処分の禁止

産業廃棄物最終処分場  
（管理型・安定型）

### 埋立処分（令第6条第1項第3号ヨ）

- ・ 一定場所かつ分散禁止
- ・ 覆土等の飛散、流出防止の措置
- ・ 海洋投入処分の禁止